

一般競争入札

国土学アナリスト

大石久和

Hisakazu Ohishi

市場メカニズムの効果

わが国の公共事業は長い年月にわたって「指名競争」によって行われてきた。明治の一時期、一般競争化したのが当時は大混乱を生じて、すぐに指名制度に戻したという経緯もある。ところが、この指名競争は一九九三年頃の宮城県・仙台市における首長がからんだ事件で諸悪の根源として非難され、一般競争が正しい入札制度とされて代替することとなった。

指名制度では、指名権を持つ首長が特定の企業を有利にする操作が可能であり、公共事業の入札が歪んでしまうという批判や、公共調達の基本法である会計法や地方自治法も一般競争を原則としており、原則がほとんど用いられずにもっぱら指名競争が用いられているのはおかしい、原則に戻るべきだといった議論がメディアに踊ったものだった。

その結果、一般競争化が普及して落札率が低下し予定価格を大きく下回る入札が増える、いかにも指名競争時代には無駄が多かったかと囁し立てたのだ。しかし、会計法や地方自治法は価格評価しか明記しておらず、価格と品質のバランスには無関心なのである。

いつの時代にもメディアでの議論は浅薄だと

思うが、この場合でもやはりそうだったのだと感じるのは、会計法などの原則が成立する前提条件について見識ある見解が示されたことがないからである。

公共事業のような調達に一般競争を用いるのは間違いなのである。一般競争とは、市場に流通し、市場メカニズムを通じて品質と価格のバランス性が評価され、それに耐えたものだけが市場に残存している物品調達の世界においてこそ正しい調達方法だからである。

たとえば、トヨタ自動車のクラウンを買うことを考えてみよう。多くの人が購入しているという実績があり長い伝統もある車種だから、「ある型番のトヨタのクラウンである限り、どのディーラーから買っても同じ品質の車が買える」といつて間違いない。

そう言えるのは、マーケットが品質と価格を常にチェックしているからである。したがって、多くの経営状態の異なるディーラーを競争させ、当座の現金を必要としているディーラーが「少しでも安い価格を提示すれば、それを購入しても何の問題もない」のである。

車にしても、その他の多くの商品にしても市場に流通しているものは、「市場が品質を保証している」と言える。品質と価格のバランスの

悪いものは市場から淘汰されるからだ。そしてわれわれ購入者は、市場が評価した結果を受けて購買行動に出るのである。

ところが、公共事業で政府や都道府県が調達する道路や橋、ダムや堤防といったものは、施工会社から受け取った段階では完成検査はしているものの、それは仮の検査に過ぎず、「本当に想定震度の地震に耐えるのか。実際の設計洪水が流れても破堤することはないのか」という「真の市場の検査」はまだクリアしていないのである。真の検査は、何年後か何十年後に、繰り返し使用した後か、大災害を経験して初めて受けることになる。

これでは、どこの誰でもいいから、できるだけ多くの会社に参加してもらい、安い価格を提示した会社と契約することが正しいなどというはずがない。怪しい会社なら、さっさと会社をたたんで別会社になりすましている危険すらある。

だから一般競争は物品調達の原則なのである。それを公共事業調達に適用することが間違だったのである。世界の先進国では、公共事業調達について国情に応じたいろいろな工夫をしているが、一般競争が原則になっている国など一

わが国よりは正しく捉えているからなのである。法の原則に沿って恣意性の効く指名制度から一般競争にしろと主張したメディアは、こうした調達のメカニズムや世界の実態を勉強もしていなかったのだ。

発注者責任

冒頭に示した事件で明確にすべきだったのは、発注者責任というものだった。知事や市長が公共事業の発注を通じて地域の企業の興隆を期待するのは当然のことである。道路を造って交通を円滑にしたい、河川を改修して地域を安全にしたいと考えるのが、首長の責任なのと同じように、地元企業の発展を期すことは首長の責任と言っている。

問題は、そのときに企業の実力を考慮せず「前の選挙でお世話になったから」とか「次回選挙応援を期待して」という要素が加わると、「地域企業興隆責任」は一部果たしているものの、将来を含む国民や住民の良好な財産形成の責任を果たしていないことになる。

したがって、首長の責任を二つに分離し、「今この地域を振興させること」と「整備したインフラが要求される品質を確保し、将来にわたって人々が安全に安心して使えること」として、

分けて考える必要があるのだ。これを地域振興責任と切り離して発注者責任ととらえ、会計法などには欠けている公共工事の品質確保を追求しようと考えたのである。

そこで筆者は一九九六年に、当時の衆議院自民党国対委員長だった古賀誠先生と相談して「発注者責任懇談会」という議員の勉強会をお願いしたのだ。しかし、これでは何を指しているのかわかりにくいとして、すぐに「公共工事品質確保懇談会」と改称し、後のいわゆる品確法につながる議論の土台ができたのであった。

こうして、会計法や地方自治法には欠けている公共工事の「品質と価格」という追求すべき二つの価値が法的に位置づけられることとなった。ところがきわめて残念なことに、法の体系が整うのと並行するかのよう、特に近年、市町村の技術力が低下している。

現在、市では約一割、町では約四割、村では約八割に一人の土木技術者もいないというのが実態であり、町村合併で技術者なしの自治体は減ったのかと思えばその逆で、合併で技術者が削減されてしまい、特に町村では発注者責任など果たしようがないのである。

法は整備されたのに、実行手段が毀損しつつあるとはなんとも情けないことである。